令和６（2024）年4月３日

教育長訓示

川西市教育長　石田 剛

　令和６（2024）年度、新年度の始めにあたり、川西市教育長として訓示を申し上げます。

昨年度は新型コロナウイルス感染症がⅡ類からⅤ類へと変わり、市内の教育・保育活動はその多くがコロナ前に戻ることができ、子どもたちの活動も制限が少なくなり多くの経験をすることができる環境が整ってきつつある年度でした。一方、コロナ禍によって、その目的や内容などを見直す契機となった教育･保育活動も多く、今年度もそういった見直しについて継続していく必要があると思います。

昨年度末の最後の校園所長会議で、今年度の教育長訓示の骨子を提示させていただきました。これは教育長としてみなさんに提示する今年度の理念が、単なるお題目で終わらないよう各校園所（もちろん留守家庭児童育成Ｃも含みます）の教育･保育目標や重点目標などと機能的に連動してほしいという、私の願いの表れです。昨年度から「教育長訓示に基づいた学校園所が進める教育・保育活動」について、その経過報告や振り返りをまとめ交流する活動を行っていることもその一環です。

そもそも「訓示」の辞書的な意味合いは、「目上の人が目下の人に仕事上の注意などを教え示すこと」となっています。しかし、年度当初にこうして私からお話しさせていただく訓示は、「社会の状況を踏まえつつ川西市の子どもたちの充実した学び（育ち）を支援するために必要な『共有の理念』」であると考えています。私が常々お話しさせていただいているとおり、学校園所はそれぞれの状況に基づき、管理職のリーダーシップの下、自由闊達で挑戦的な独自の取り組みを展開していく姿勢が大切です。ただ、その到達すべき最終的な目標や根本的な考え方については、市内の教育･保育施設で共有し、ベクトルをそろえて取り組んでいく必要があると思います。そういった意味で今年度の訓示を捉えていただき、それぞれの学校園所で「どこに重点を置き」「どういった取り組みを行うのか」などの具体について協議し、取り組みを進めていただきたいと思います。

その上で、あらためて今年度の訓示を以下の三点としています。

**（１）子どもたちを主体とした教育・保育を推進する**

**（２）学びの専門家として、主体的に学び合う「同僚性」を高める**

**（３）課題を先送りせず、将来を見据えた教育･保育のあり方を協議する**

この三点について、少し具体的なお話をさせていただきます。

まず、（１）子どもたちを主体とした教育･保育を推進する、ということについては、大きく①子どもたちの主体的な学び（遊び）を推進する、ということと、②子どもたちの主体的な学校園所運営を推進する、の二つの視点から進めていっていただきたいと考えています。昨年4月に「こども基本法」が施行され、12月には「こども大綱」が閣議決定されました。私たち教育･保育の最前線にあるものにとっては、これは大きな子ども観の転換であり、この視点に立った教育･保育を推進していく必要があります。特に学校教育では、未だに、経験豊富と定義づけられた存在である教員が、未熟であるとされる子どもたちに対して、従前の知識を伝達するという手法の「一斉授業」が大半となっています。しかし、社会状況の変化の中で、現在の学校現場においては、理解や興味などが異なる多様な子どもたち全体を教員が把握すること自体難しくなっている上に、そもそも知識の多寡よりも、学ぶ楽しさや学び方そのものを身につけることが重要だという考え方が主流になってきています。

したがいまして、学校教育においては、令和8年度から「子どもたちが主体的な学びや遊びを展開する教育活動」を、年間35時間～70時間程度実施する取り組みを進めていきます。その教育課程の実施に向けて、今年度と来年度、先行地などの様々なモデルを参考にしながら、子どもたちの実態や興味などを元に、各学校においてその研究を進めていただきたいと考えています。

幼児教育・保育におきましては、すでに子どもたちの興味や関心などを元に主体的な遊びを展開しているところですが、活動中または活動後にそれらの活動の体系的な記録（例えばシラバス的なもの）を残していただき、自分たちの教育・保育活動の振り返りや学校教育との連携・協働に役立てていただきたいと考えています。

学校園所の運営についても、子どもたちの当事者意識を育み、運営の主体として子どもたちをしっかり位置づけていただきたいと思います。こども基本法においては、六つの基本理念の一つに「年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること」が挙げられています。そのためには、ⅰ）学校教育における教育課程の編成や校則などの教育活動、及びそれらを振り返る学校評価活動に子どもたちの意見を反映させる、恒常的な仕組みを作ること、ⅱ）生徒会や児童会などの自治活動を通して子どもたち自身が多様な意見に耳を傾け熟議する教育活動を設定すること、ⅲ）子どもたちと学校園所・教育委員会や関係機関が対話できる場を設定すること、に取り組んでいただきたいと思います。

子ども観の転換においては、子どもはおとなが庇護すべき対象としてではなく、子ども自身が基本的な人権を有することを再認識する必要があります。そのためには、成長過程に応じて子どもたち自身が自分の人権を理解し、行使する機会を設定するとともに、私たちおとなが子どもの人権について学び直していかなければなりません。その上で「集団生活の約束事は何か」「しつけとは何か」「『指導する』とはどういうことなのか」を改めて考え、「何を」「どのように」決めるのかについて、手順を含めて熟議していくことが求められます。

今までお話ししたことを担当課員が図にしたものが、次の（資料）です。【画面共有】

次に、（２）学びの専門家として主体的に学び合う「同僚性」を高める、ことについては（１）で提示したさまざまな教育･保育活動を推進していくためには、私たち教育･保育に携わる者こそが、主体的に学ぶ姿勢を何より大切にしなければならない、ということを意味しています。

昨年度後半より学校園所からさまざまな実践を発信していただきました。私自身も機会あるごとに足を運び、それらの実践を参観させていただきました。その上で前述の、①子どもが主体となった学び、②子どもが主体となった学校園所運営、などの実践に果敢に挑む教育保育職員の姿に大きな刺激を受けました。できない理由を外に求めるのではなく、自分たちができることを協力しながら取り組んでいる姿は、まさしく私たちが子どもたちに求めている学びの姿勢に繋がるものであります。

また、そうした実践を進めている現場は互いに学び合おうという熱気にあふれ、子どもたちも生き生きとしている印象を受け、まさしく「同僚性（※１）」が育まれている現場だと実感しました。学校全体としての取り組みはもちろんですが、そうでなくても果敢に課題に挑戦しようとしている教育保育職員にスポットを当てて、その取り組みを内外に発信することで、学び合う集団を育てていくことを今年度は特にお願いしたいと考えています。この職業に携わっている理念として、さまざまな課題に直面しながらも、この「学び合い」の姿勢を私たちは忘れてはいけません。

最後に（３）課題を先送りせず、将来を見据えた教育･保育のあり方を協議する、ということについてです。いつの時代もどこの現場でも課題が無くなることはありません。ただ、次の世代により良い社会を準備できるよう、今の世代である私たちが課題を的確に捉え、その解決策・対応策に取り組んでいかなければなりません。

今の社会に惹起している課題の多くについては、即効性のある解決は難しいのではないかと私は考えています。少子高齢化や社会格差の増大、インクルーシブ（特別支援・医療的ケア・外国にルーツを持つ子ども・ＬＧＢＴＱ等）社会の実現、そして教育・保育に関する人材の確保とその育成、働き方改革などの課題は教育･保育の現場だけでなく、今の日本の現状に深く根ざした課題でもあります。

もちろん必要な要望や要請はこれからも国や県に求めていく必要があります。しかし同時に私たちが与えられたそれぞれの現場で、課題解決のための対応策を協議し、実施していくことが何より大切だと私は考えています。社会を構成している一人の人間として、当事者意識を持って課題に向き合うことが、次世代の人たちにより良い社会を引き継ぐための最善の取り組みだと思います。

今年度、必要に応じて市長部局と連携･協働しながら、教育委員会としても「川西市立学校のあり方」検討会の立ち上げ、就学前教育･保育の拠点化を含めた民間施設そして学校教育との連携と協働、部活動の令和8年度完全社会移行、教育機会の確保を視点とした学びの多様化など、さまざまな取り組みを進めていく所存です。

以前からお話ししているとおり、教育･保育に携わる者に一番必要な資質は「学び続けること」「学び合うこと」だと私は考えています。教育・保育・行政・健康・医療などさまざまな分野の専門職が、自分の領域だけでなく他の領域からも謙虚に学ぶ姿勢を持ち、子どもたちの学びのモデルとして、「学び続けること」「学び合うこと」を忘れず、今年度の取り組みを進めていきましょう。

これをもって訓示といたします。

※１　同僚性…相互に実践を高め合い専門家としての成長を達成する目的で連帯する同志的関係【佐藤学『教師というアポリアー反省的実践へ』世織書房、1997年】

【画面共有】





